

男鹿市告示第76号

男鹿市带状疱疹予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市带状疱疹予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

男鹿市带状疱疹予防接種費用助成事業実施要綱(令和5年男鹿市告示第83号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(対象者) 第2条 対象者は、市内に住所を有し、<u>带状疱疹予防接種を希望する、次の各号のいずれかに該当する者</u>とする。 (1) (略) (2) <u>接種日において18歳以上50歳未満の者で、疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者</u> (3) <u>接種日において18歳以上50歳未満の者で、前号以外で医師の判断により接種が必要と認められる者</u> (公費負担回数) 第4条 (略)	(対象者) 第2条 対象者は、市内に住所を有し、次の各号の<u>いずれにも該当する者</u>とする。 (1) (略) (2) <u>带状疱疹予防接種を希望する者</u> (公費負担回数) 第4条 (略)

改正後	改正前
<u>2 前項の公費負担回数には、過去に受けた定期接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種をいう。）及び任意接種の公費負担回数を含めるものとする。</u> （実施方法） 第5条（略） <u>2 前項</u>の規定にかかわらず、次に該当する対象者には、助成金を交付する。 (1)及び(2)略	（実施方法） 第5条（略） <u>2 実施については、この告示に定めるもののほか、実施医療機関との間で締結する「男鹿市带状疱疹予防接種業務委託契約書」によるものとする。</u> <u>3 前2項</u>の規定にかかわらず、次に該当する対象者には、助成金を交付する。 (1)及び(2)略
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。